

平成 2 0 年 第 1 回

福島町議会定例会（6月会議）

平成 2 0 年 6 月 1 1 日（水）

議会提出議案
(追加)

福島町議会

平成20年第1回福島町議会定例会（6月会議）議会提出議案目次（追加）

番 号	件 名	頁
発 議 1	福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例の制定について	1

発議第1号

福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例の制定について

福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例を次のように定める。

平成20年6月11日 提出

提出者 福島町議会運営委員会

委員長 滝川明子

福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例

(目的)

第1条 この条例は、福島町議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員が政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、二代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 二代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。
- (2) 福島町職員の職務執行を妨げるような不正な働き掛けをしないこと。
- (3) 福島町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等若しくは福島町が行う許可又は請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働き掛けをしないこと。
- (4) 福島町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。

(調査及び審査)

第4条 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、これを議会運営委員会に諮る。

(報告の要求)

第5条 議長は、この条例の趣旨に基づき、必要があると認めるときは、町長に対し「町政への働きかけの取り扱いに関する要綱」に規定する記録票等の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

参考資料

決議案第1号

公職にある者等からの働きかけの取り扱いの方針に関する決議について

上記の決議を別紙のとおり提出する。

平成20年3月17日 提出

提出者 福島町議会運営委員会

委員長 滝川明子

公職にある者等からの働きかけの取り扱いの方針に関する決議

「協働のまちづくり」を強力に推し進めるためには、町政に対する理解と信頼を深め、町民参加による公正で開かれた町政の一層の推進を図る必要がある。

福島町では、平成 16 年に「福島町不当要求行為等の防止に関する要綱」を制定、暴力行為等の不当な要求行為に対し組織的に取り組み、適切に対処する事となっている。

地方分権の推進により議会・議員の役割が強く求められている今日、議員は、自らを厳しく律し、議員活動にいささかの疑念を持たれることの無いよう、自らの行為が行政運営の適正、円滑な執行をさまたげる事の無いよう細心の注意を払わなければならない。

しかしながら、行政に対する窓口対応を含めた要求行為については、不当・正当の判断が非常に難しい問題である。

よって、不当要求行為を未然に抑止する効果を期待するとともに、行政の適切な対応による職務の公正を期すため、職員が職務に関し外部から働きかけを受けた場合には、その状況を的確に記録し、内容を公開する事を基本とした「取り扱い要領」等の制定を要望する。

以上、決議する。

※「取り扱い要領」等の策定に当たっては、別紙資料を参考とされたい。

町政への働きかけの取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員が職務執行上において、企業、業界団体、政治家、行政機関の職員（元職の者を含む。）等（以下「関係者」という。）から、強要、要求、要請、依頼、提言等（以下「働きかけ」という。）を受けた場合、当該働きかけを記録するなどの取扱いについて必要な事項を定め、もって透明性のある手続による事務事業の適正な執行及び町政に対する信頼を確保することを目的とする。

(働きかけの対象範囲)

第2条 対象となる働きかけは、町政に係る次に掲げる事項で、職員が関係者又はその代理人若しくは代行者から受けたもの（勤務時間外に受けたものを含む。）とする。

- (1) 個別の事業の選定、予算措置等に関するもの
 - (2) 職員の採用、昇格、昇任、人事異動その他人事に関するもの
 - (3) 個別の事業の発注方式、入札参加条件等に関するもの
 - (4) 競争入札、随意契約等の参加企業及び受注企業に関するもの
 - (5) 予定価格、設計、積算金額及び最低制限価格の設定に関するもの
 - (6) 工事等検査に関するもの
 - (7) 公有財産の管理、処分及び補償に関するもの
 - (8) 用地交渉における補償金額、買収地等に関するもの
 - (9) 特定企業、団体、個人等への便宜及び利益誘導又は談合等の不正行為につながるおそれのあるもの
 - (10) 町の管理する文書等を法令、条例等の定める手続を経ることなく閲覧又は写しの交付を求めるもの
 - (11) 職員に調査、資料作成等の作業を行うよう求めるもの
 - (12) 職員に職務上知り得た情報の提供を求めるもの
- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げる働きかけは対象としない。
- (1) 各部署等にあつて、明らかに通常の適正な職務の執行及び対応が可能であるもの
 - (2) 不特定の者が傍聴できる公開の場（議会、審議会、公聴会等）における働きかけ
 - (3) 陳情書、要望書等書面による働きかけ。ただし、当該働きかけの態様がどう喝、威嚇等職員に恐怖又は不安を与えるような場合を除く。
 - (4) 福島町不当要求行為の防止に関する要綱（平成16年福島町要綱第3号）の規定により対応する場合

(働き掛けの記録及び報告)

第3条 職員は、働き掛けを受けた場合には、その内容について、働き掛けに関する記録票（様式第1号）（以下「記録票」という。）に記録のうえ、所属先の管理職（以下、「管理職」

という。)に報告するものとする。

- 2 管理職は、前項により報告を受けたときは、速やかに総務課長に回議のうえ、町長に報告しなければならない。

(必要な措置)

第4条 管理職は、行政の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、働きかけの内容に応じて必要な措置を講ずるものとし、その結果を働きかけに関する完了報告書(様式第2号)(以下「完了報告書」という。)により総務課長に回議するとともに、町長に報告するものとする。

(文書の保存及び公開)

第5条 管理職は、第3条第1項の規定により作成された記録票及び第4条の規定により作成された完了報告書について、一括して総務課長に送付するものとする。

- 2 総務課長は、前項により送付された書類を、文書の取扱いに関する規程(平成11年福島町訓令第2号)の規定に基づき、5年間保存しなければならない。
- 3 前項の書類については、福島町情報公開条例第2条第1項第2号に定める公開請求の対象公文書として、同条例の規定により取り扱うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

様式第1号

働きかけに関する記録票

年 月 日

所 属
職氏名

このことについて、次のとおり働きかけがありましたので、町政への働きかけの取扱いに関する要綱第3条第1項の規定に基づき、記録いたします。

日 時	年 月 日 () 時 分		
場 所	手 段	面談・電話・メール・その他 ()	
件 名			
申出人氏名			
働きかけの態様、状況等（具体的に記入すること。）			
① 強要 ()			
② 要求 ()			
③ 要請 ()			
④ 依頼 ()			
⑤ 提言 ()			
(内 容)			

様式第2号

働きかけに関する完了報告書

年 月 日

所 属
職氏名

このことについて、次のとおり完了いたしましたので、町政への働きかけの取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、報告いたします。

件 名			
申出人氏名		住 所	
働きかけのあった日時	年 月 日 ()		
完 了 日			
結 果	1 完了 2 今後検討 3 できない 4 その他 ()		
(完了までの経過)			

福島町不当要求行為等の防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島町の事務・事業に対するあらゆる不当要求及び暴力的不当要求行為(以下「不当要求行為等」という。)に対し、組織的取り組みを行うことにより、当該事案に適切に対処し、もつて職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(不当要求行為等の定義)

第2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由もなく、職員に面会を強要する行為
- (3) 乱暴な言動により職員の身の安全の不安を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により、機関紙、図書等の購入要求又は工事計画の変更、工事の中止、下請参入要求及び法的な補償等を不当に要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに事務・事業の執行に支障を生じさせる行為
- (6) その他、前各号に準ずる行為

(不当要求行為等防止対策委員会の設置)

第3条 不当要求行為等の防止に関する基本となるべき対策事項を審議するため、福島町不当要求行為等防止対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、会長、副会長及び委員により構成する。

- 2 会長は、副町長をもつて充てる。
- 3 副会長は、教育長をもつて充てる。
- 4 委員は、各管理職をもつて充てる。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集して、その議長となる。会長が不在若しくは事故ある時は、副会長がその職務を代行する。

2 会長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の参加を求めることができる。

(事業)

第6条 委員会は、次の事業を行う。

- (1) 不当要求行為等の実態把握及び対策事項の審議
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 不当要求行為等の未然防止及び啓発事業
- (4) その他、目的を達成するため必要な事業等

(発生事件の報告)

第7条 委員は、所管する業務に関係して不当要求行為等が発生した場合は、直ちに別記様式により会長に報告しなければならない。

2 前項の所管する業務については、当町発注等の工事現場等に対する不当要求行為等を含むものとする。

3 会長は、前項に規定する報告を受けた場合は、内容を精査のうえ必要に応じて警察等の関係機関に通報しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課総務グループにおいて行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月14日要綱第2号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月5日要綱第1号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式(第7条関係)

不 当 要 求 行 為 等 発 生 連 絡 表

連 絡 所 属	
所 属 長 名	
発 生 日 時	
対 応 職 員	
相手方の氏名・名称 (名刺があれば添付。 氏名等不詳の場合は、 風貌等記載)	
事案の概要	
対応状況	
参考事項	